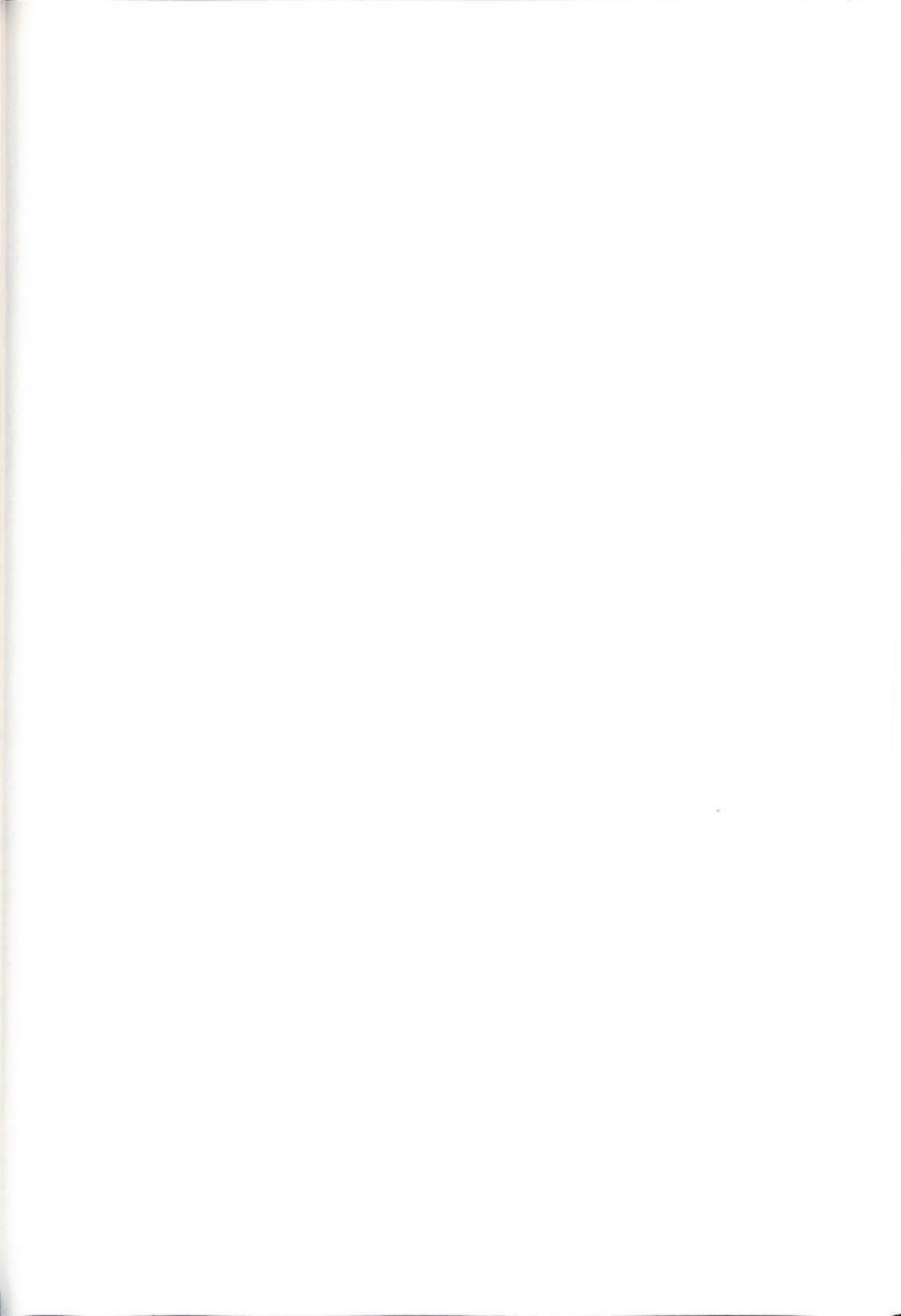


第二部

記念講演



「二一世紀の国家戦略と司法制度改革」

元法務大臣 保岡興治 氏

【司会】 保岡先生をお迎えしましたので、皆さん盛大な拍手をもって御迎えくださいませ。（拍手）
どうぞ先生。

それでは大変長い間お待たせいたしました。きょうは中大法曹会の五〇周年記念行事として、元法務大臣、保岡興治先生をお招きしまして、「二一世紀の国家戦略と司法制度改革」というテーマでお話を願うことになりました。大変国政多端な折から先生に曲げて、きょう我々のためにご出席をいただきましたことを、主催者側として厚く厚く御礼申し上げます。皆さんもう保岡先生については大変久しくお付き合いを願っていると思いますので余りくどくどとご紹介申し上げませんが、現在自民党で、国家戦略本部事務総長、それから司法制度調査会の会長、金融再生トータルプラン推進特別委員会の顧

問等々重要な役席を担っておられます。また、超党派では我々にも関係の深い司法改革推進議員懇談会の会長もお務めでございます。そういった、このところ先生はバブル崩壊後大変なご活躍でございまして、特に司法制度の改革についてリーダーとしてご活躍を願っております。それらを踏まえてきょうご講演願いたいと思います。保岡先生、どうぞよろしく願います。（拍手）

【保岡興治氏】

皆さん、こんにちは。きょうは中央大学の法曹会の創立五〇周年ということで、本当に心からお祝いを申し上げます。それにしても本当に中央大学がこの五〇年、日本の司法に大きな役割を果たしてきたということは誰もが認めるところだろうと思います。本年は、これから二世紀の第一歩を踏み出す年でございますけれども、中央大学が日本のこれから大切な国家インフラになる司法へますます大きな貢献をしていただければと心から期待をし、またともに学会のメンバーですからなお一層頑張らなければいけないと思っていますところでございます。それにしても、きょうこんな記念の日にお話を申し上げるなどというのは、何とっても荷が重くて、先輩方や皆様方にお話するようなことはそんなになんと思ひ、恐れをなしている旨をお話ししました。そうしたら、大高先生や、また幹事長の松家先生がおいでになっていろいろお話を伺いたしまして、「おまえが考えていること、自分の考えを素直に言えがいいよ。別にそんなに構えて何か言うことあるべしやと考えて話す必要はない」と、こういうお励ましの言葉がありました。また阿部三郎理事長には大変お世話になっていて、また浜田先生とか飯塚久彦先生には選挙でも大変お世話になったりして頭が上がないものですから、きょうはそういうお顔を思い浮かべながらここに静々とまいったわけでございます。

今まさに、日本人はよく言われるように明治、戦後と並んで近代史の大きな転換期にあります。どうしてもこういうときは日本の将来の姿形というか進むべき方向、理念や目標というものを描いて、そして国民の力、エネルギーというものをそういう方向に向けていく。そしてみんなで新しい時代を開いていくということが必要なのは当然でございます。そういった大転換期においては、当然国家ビジョンとか国家戦略というのが求められるわけですが、司法というものがますますそういった意味で重要性を増しているということについて、私が日ごろ感じていることをお話し申し上げればと思う次第でございます。

皆さん承知のとおり、日本は明治以来非常に官僚が優秀で行政がリードして国民が官僚中心に和の精神で効率よく管理・調整しながら、この国を治めリードしてきました。そこに非常に日本が明治あるいは戦後、大変な発展をしたシステムの基本があるんだろうと思いますが、今まさに行政が大きく転換を求められています。今まで行政が国民のためにもリスクを回避するように、リスクを上手に管理・調整して進んでいくことをめざし、国民もまたお上中心というような心理、国民意識もあって、非常にスムーズに政治家が国民のニーズを官僚に伝えて、また官僚がつくる政策サービスというものを国民に上手に運んでいくというようなことで、政・官・民間のすべてが、よく株式会社日本と言われたように効率よく働いて、それで日本の奇跡というような素晴らしい発展もつくってきたと言われているわけです。しかし、今、まさにそういう行政が管理・調整してきた部分が非常に活力を失ってしまっています。要するに、日本の潜在力、力というのが徐々に温室効果というんでしょうか、官僚が関与している部分が

非常に弱くなつて、むしろ官僚が係わり合いを持つていないところが國際的に波をかぶつて力をつけて日本を引っ張る、そして効率が悪くなつていく分を抱えているという構図、よく二重構造と言われるような經濟もそこから生まれてきました。今、小泉内閣は日本の構造改革を断固進めると言っていますが、構造改革の基本というのは、こういった規制を緩和して、現場において、できるだけ自主的な知恵と工夫を生かしていいものをつくり出していくエネルギーにする。そういう理念に基づき、日本の力というものをもう一度復活させていこうということを基本にしております。そうすると当然、自己責任と透明なルールの社会ということになります。そこで、ルールを支えたり、あるいは実現したりする司法というものの重さが急速に増しています。これは世界的な傾向で、まさに日本が直面していることは世界におこっていることの反映であり、地球が自由と民主主義といった多様な価値観、こういったものを統治機構でもうまく生かせる仕組みというものを人類の知恵として生み出して、そういった自由民主主義、市場原理という一つの理念によって地球全体が包まれていくような歴史が大きく展開しています。私はついこの間、憲法調査会の一員として、ロシアからハンガリー、あるいはオランダ、スペイン、イスラエルなどの諸国に、憲法事情の視察に行つてまいりました。どこでも国の歴史の発展段階や条件が異なりますから当然対応していることはそれぞれ特色があつて違いますが、基本的に言えばやはり司法というものが非常に重要性を増しており、司法改革はどこでも大きな課題になっております。

従つて、やはり今度のアメリカにおける同時多発テロが、本当に許し難い、人類に対する攻撃である、というのも、まさに多様な価値観、自由、そういったものを制度的に保障している世界の一番大事な価値

値観というものを壊すともない存在であることによるという位置づけがあるように、世界がやはりこれからは司法というものをどうしても大切にしなければならぬ時代に入ってきているということだろうと思います。そして、また同時に、明治のときも憲法はじめ一氣に基本法制を整える。法治国家として、法の支配する国家としての近代国家の体をなすために一氣に法制の整備を進めるという、いわば立法の洪水みたいな現象が起きました。「大立法時代」と言い換えてもいいような時代を経るわけですが、戦後も新憲法の下に新しい民主的な国家を求めて、基本法制はじめ大変な立法ニーズが一氣に押し寄せております。そんなことで戦後間もないころは一国会で三〇〇本も法案を処理しています。しかしそれがだんだん世の中が落ち着くに從って、平成元年には一国会の処理件数は一〇〇本を切ります。法務委員会などは戦後は大変な繁盛をした委員会だったようですけれども、その後、裁判官や検察官の給与の法案とか、定番のそういういつも出てくるような法案や何年も審査した結果である基本法制に係わる法案が、一つ一つぽつぽつと出てくるような委員会として、非常に暇な委員会になり、余り政治家も法務委員会には関心を示さないで、我々専門家のような代議士の方々が便利に使われて法務委員会のメンバーを務めたりしていたのでございます。しかし最近では、委員会の中で一番忙しいのが法務委員会、かつ法務委員会は、重要な党の経歴を持った能力の高い人がその責任を負うという傾向が進んでおります。これは、平成元年を境に一〇〇本を切っていたものが、最近では、どんどん減ってきた時代と逆にどんどん増え始めておりまして、今では一五〇〜一六〇本ぐらい、しかも議員立法が非常に多くなっています。そして、やがて私が頭の中で描く法案の数は二〇〇本、三〇〇本になってきます。また

そうならなければならない時代なのではないかと思ひます。いわば「第三の大立法時代」が今襲つてきていてと言つても過言ではないと思ひます。それに今までは、国民の国民による国民のための政治といふのは民主主義の基本ということで、リンカーン大統領の言葉でございますけれども、明治のときから法の支配を理想とする国家、日本はそういう民主主義を理念としていたはずですが、先ほど申し上げたように、やはり行政中心の統治機構を尊重するお上中心の意識が依然として日本の場合には根強く、やはり本当の意味で国民の、自立した国民、自己責任の国民、そしてその国民が権利や利益を実現していくプロセスを保障する司法、あるいは法律の形式や文言が国民にわかり易いものになっていないのではないかという問題があります。どうも行政官や裁判官や法律家にわかればいい、国民には解説してあげればいいというような難しい言い回しの言葉が多くて、今でも片仮名の法律が沢山残っていたり古い法律の文言が幾らでもありますし、判決や様々な法的文書の内容を見ても国民にわかりにくいということがあります。これからは本当に国民のために国民にわかり易い、国民のルールですからそういう努力というものを思ひ切つて考えていかなければならないことも、また明治から今日までの立法の歩みの中で留意しなければならぬ、とても大切な点だと思ひております。

そんなことで、我々自由民主党としては、四年前の一九九七年一月、橋本総理が六つの改革を標榜した際、その中に当然司法改革がないというのはおかしいと思ひまして、そのころ司法改革の必要性が各方面からいろいろ出始めていたことでございますし、弁護士会などでもいろいろ努力が始まっていたとさだめたこともあり、当時山崎拓政調会長の下で、政調の総括副会長の責務を担っていました私からお

願ひして、山崎さんに党を代表して質問を本会議でしていただき、橋本総理からこういった時代認識と司法の重要性、国家戦略としての位置づけというものを力強くご答弁いただきました。これが司法制度改革の原点となりました。司法改革のトータルプラン、一つ一つを順番にやっていくようなことでの制度ができるはずがない、司法の持つ意義、理念、これが国家にどう重要性があるか、司法というものがどのように従来と変化してきているか。あるいは行政から司法へ大きく国家のインフラが変わろうとしています。しかも行政は国内を中心に調整しますが、司法というのは成果にこれから広がっていく、世界のルールと調和する、そういった世界を舞台にする新しい内外の信頼を担う国家インフラだというような、あるいは今私が申し上げたような国民のために必要な司法のあり方を全体として描いて、総合的に一気に改革していく必要があります。そのことによって国民にエネルギーが湧き、知恵が湧き、関係者の全てが結束して頑張っていくことができる、その絵ができるだけいいもので具体的であればあるほどそういう力が働く、ということ、党に司法制度特別調査会というものを発足させることを決め、九七年の六月、調査会をスタートして直ちに検討に入りました。

私があるときに一番心がけたことは、弁護士会に、調査会に常に参加していただくことでした。自民党がいろいろな政策を決めるときは、政府与党一体ということで役所はいつも呼びます、裁判所や法務省は。しかし民間は余り呼ばず、意見を聞くだけにして。しかし、司法改革だけはやはり法曹三者が歩調をあわせることが重要で、弁護士の先生方を同等に遇し、常時出席、自由に発言ということにしないといけないと思いました。それは三九年の臨司の素晴らしい答申が、私が素晴らしいと言うのは法曹一

元を理想として一二項目の柱が立っており、非常に戦略的で日本の向かうべき司法の理想の姿を見事に描いて全体像を示すに足る項目がしっかりつくられていたからであります。それが弁護士会の反対に遭い、そして頓挫して三十有余年、日本の司法がむしろ専門家ギルド集団と言ったら申し訳ありませんが、専門家集団が決めない国会は法案を通してはいけませんという委員会決議までして法曹三者だけで結論を出していただいて、その結論に従って司法というものを改革していくという長い時代がありました。これは今申し上げたように大きな時代の変化によって生まれている司法の変質、あるいは国民のために新しい司法という視点で、やはり非常に議論が長くて答えが小出しになっていて、全体像がはっきりしていないというようなところがあって、遅々として進まず、国民のニーズにできていない、というような感がありました。そういう反省に立って、弁護士会の先生方には全部出席していただきました。延べこれは三〇回ぐらいの議論を経て、九八年の六月には約一年がかりで「二一世紀の司法確かな指針」という内容の報告書をまとめました。これは政府に司法制度改革審議会を設置すべし、司法の予算は非常に小さい、だからもっと思い切っかけて時代にニーズのふさわしい司法をつくるべきだという二つの提案を内容とするものでした。その後この提案を受けていただいて政府において司法制度改革審議会設置法案が出され、設置される運びとなつて一九九九年七月に審議が始まりました。昨年の秋には中間報告がまとめられ、この六月一二日に最終報告が二年がかりでつくられたわけでございます。我々調査会は引き続き審議会の間報告や審議の状況を踏まえながら、前広に審議会に参考にしていただくべく引き続き党の審議を進めて、そうして調査会の最終報告を五月に我々はまとめ、六月の最終答申に反映

していただく努力を並行してやってきました。概ね我々の審議の結果が審議会の結論と符合しております、そういった意味ではいい努力をしてきたと自負をしているところでございます。

審議会の答申によって七月一日には司法改革の推進法を準備していくために司法制度改革推進準備室ができて、そうして鋭意この準備が進められ、司法改革推進法案というものを作成してまいりました。その間、弁護士の方とはこの二年間随分とお付き合いしましたが、我々の方針を出すときも常に決定する前に前広に御意見を伺い、徹底的に弁護士の立場から批判をさせていただいて、そうして批判に「なるほどな」と思うこと、「それはこう直そう」と思うことなどいろいろと手を加え、その結果決定しましたから大体弁護士の先生方も概ね理事会で全員一致でよろしいとされ、土俵に乗っていただくような流れができたわけですが、我々としてはこの準備室にも弁護士の先生に参加していただく努力をいたしました。今まさに推進法案の概要ができ上がりまして、きょう自由民主党の政審、総務会を通りまして党議決定いたしました。近く始まる臨時国会に提出する予定ですが、これは当然先生方もご承知のように審議会の意見の趣旨に則ってやろうということになっておりまして、それを最大限尊重する。総理もそういうふうに言っておられます。そういう改革審の意見に沿った改革、基盤の整備ということになるわけですが、その基本的な理念や方針、国の責務、それから弁護士の責務、これも実現のために必要な取り組みを行うように務めるものとするという、そういう弁護士も頑張るぞ、頑張らなければいけないぞという趣旨を法案に盛り込ませていただきました。それは先ほど私が、一緒に頑張ろうと言って弁護士の先生方に長い間お世話になりご指導をいただいていたことを更に実現の段階

でこそ、ご協力をいただく必要があると思つたからであります。

そのためにこの改革を推進する本部というものがこの法律で設置されるわけですが、本部長は総理大臣、本部員は全閣僚ということになります。事務局がその下に置かれますが、事務局次長は弁護士の方になつていただくとうと今増員要求をそういう形で暮れに向かつていたしております。是非実現したいと思つておりますし、準備室のときには二名ほど参加していただきましたが、何とかもつと増やして弁護士の先生方のご参画をいただいて、役人のみならず弁護士の先生にも立法のスタッフに入つていただいて一緒に改革を担つていただきたいと思つております。尚、顧問会議というものを置きますが、これは改革審の延長ではないという意味で改革審の委員に必ずしも限定的人選を進めるべきと考えております。法曹三者の中でも特に大事な弁護士の方々は検討委員会に参加していただいて、徹底的にご議論とご意見を承る必要があると考えています。そこは弁護士だけではなくて学識経験者の方々も参加いただくとうと考えております。またこれから推進本部のあり方についてもよく相談してまいりたいと思つております。

そこで、司法改革の命というのとは何かということですが、司法改革の中身はお手元にパンフレットがありますからお読みいただければわかると思うので説明は省きます。その中で一番何が重要かと思つておるかと言へば、それは何といつても法曹養成制度改革であります。この世界に広がる、日本の企業や個人が、外国と常に仲よく調和ある、その中に競争も入れて人類社会の中で重きをなしていこうと思へば、それは司法がしっかりしていなければならず、要するにそれを担う人がしっかりしていなければ

いけないということに尽きるのであります。外国で言えば特許の裁判がある、電子商取引があり、いわゆるハイテク犯罪というんですかコンピュータ犯罪や、あるいはサイバーテロみたいなものもある。国際舞台で日本が進んでいくときにどうやって外国との調和を図り、ともにルールを担っていくことができるか、あるいは国内でも当然のことながら行政が手を引いてリスクをとらなくなることによって、ノーアクションレターに代表されるようにやってはいけないことだけ言ってあとはご自由ですよ、という形になりつつあるわけです。裁量の幅がどんどん減っていく。裁量行政をだんだん排除していくということになれば、行政官も法律だけを拠り所にしなければいけなくなってくるし、事実、今法務省は各省にいろいろな立法の準備のために検事を沢山出しております。他に出しているのに自らの立法の要員が不足しているという状況でございます。最後にその点も触れたいと思いますが、そういう中でやはり司法を担う人というものを養成する。これは法科大学院（ロースクール）構想という新しい構想が改革審の方向として打ち出されております。これには小島先生を始め、中央大学のいろいろな先生方が深く関与していただいてまとめてきていただいたわけでありますが、人間の本质、社会の本质がよくわかって、法律の議論だけではなくて外国語でディベートできるような能力、いろいろな幅広い教養、いろいろな専門分野がどんどん分化していくことに適切に対応した高度の専門性、そういう能力などを手にしていただいて、りっぱな法曹が巣立っていくということが大事です。しかもその数は諸外国に比べて日本は圧倒的に少ないという問題もあります。人口比で見れば、アメリカに比べたら二〇分の一以下だと思えますし、ドイツに比べても一〇分の一、一番少ないと言われるフランスに比べても四分の一。これでは

行政に代わって新しく国内でも世界でも必要とされる法曹の数のニーズに応えられない。数も二〇〇四年には、一、五〇〇人、二〇一〇年には三、〇〇〇人、そして二〇一八年（平成三〇年）には、およそフランス並みの五万人程度には少なくとも持つていかなければいけないのではないかという、そういう方向性を審議会が出していますが、立派な法曹がその数を埋めていかなければいけないと思います。

実は私はこんなことを言っているのかどうかわかりませんが、最近、古い友達である奥野善彦先生と一緒に話す機会があり、「私は今司法試験委員をしている。今一、〇〇〇〇の答案を見ているが、内容はとても出来が悪い。にもかかわらず三、〇〇〇人も通す案というのは保岡君という案だ」と、こう言われました。しかし、どこに問題があるのか。学部教育が空洞化してマニュアル的な勉強で司法試験を受けている。自分の頭で考えない、自分でよく事柄の分析や考え方をしっかり身につけて答えを求めようとしない。これは日本の教育そのものの問題かもしれません。初等・中等教育から自分の頭で考える、そういう子どもを育てることをやらなければいけないし、学部教育とロースクールの連携も上手に図らなければいけません。ロースクールで履修したことで大方合格できる司法試験というものはどうあるべきかということも同時に求めなければなりません。こういったことをこの審議会の答申に沿って、来年の一月ころまでにはロースクールの設置基準等の大きな方向性や考え方を示してパブリックコメントに付す。これを踏まえ、来年の秋の臨時国会にはロースクール設置に伴う関連法案を提出して成立させる。そして平成一五年には、全て整えて一六年の開校のために備えるというようなことで急ピッチで進んでいきます。しかも司法制度改革推進法は三年間の時限とされ、三年で法整備を一気にやるいうことになっ

ております。そうだとすれば、一六年の通常国会には法案を全部出さなければいけないということから逆算すると一年半、一五年の夏までには全ての法案の骨格を固めなければいけません。ですから法曹関係者がこの時代における司法の重さ、重要さというものを深く認識するとともに、世界に誇れる新しい日本の司法を築いていかなければなりません。世界の中で存在していかなければならない日本であります。そういう視点で、立派な司法改革を進めていく責任は重いのではないかと思っております。

小泉内閣は非常な決意で改革を進めると言っています。何せ、社会の中で、国際競争力のついでに分野は政治を頼らないでよかったと思います。しかし、そうでない遅れた分野は、行政が管理・調整した分野ですから、当然政治家という結び合ってサービスをいろいろ要求したり、それをかなえてあげたりする関係がありまして、改革をしなければならないところと政治がしっかりと結んでいます。そこで改革に対して政治的な抵抗勢力が生まれるということがあります。それはもちろん、行政が管理していた部分はお互いに分かち合っていた、豊かさを分かち合っていたという安定した関係ですから悪い関係ではなかったのですが、これで日本がどんどん弱くなってきました。日本は、長い歴史と素晴らしい文化と素晴らしい国土を持って、世界に誇るべき技術水準を持ち、教育水準の高い六、八〇〇万人の労働力も持ち、世界がうらやむ一、四〇〇兆のお金も持ち、今のところいつ転落するかかわらないと言われていますが、黒字ベースの貿易もやっているし、対外的には全然債務を負わず、貸付けをしている国であります。世界最大の債権国。賃金も中国の二〇倍ないし三〇倍だと言われるし、物価高の構造は、もたれ合いの構造に支えられ、いろいろな人の所得や生活を支えるところになっておりますし、

なかなかこの改革は大変であります。しかし、このままいったら確実に日本は弱いおかしな国になってしまうことは歴然としているだけに、改革は断固として行わなければならないというのが小泉総理の考えです。小泉さんは永田町の論理で成立した内閣ではありません。時代を突き上げていくような国民のエネルギー、マグマみたいなものが、ついに永田町の論理に流されている政府との距離がどんどん離れていくことで、ついに我慢できない爆発があつて、そして地方の黨員、それは従来国会議員の数をそのまま反映した意思を表示する存在だったわけですが、状況が一変しまして、国会議員の数をまるで反映しない小泉一色の選択になりました。その結果が永田町の多数をひっくり返して小泉内閣を誕生させました。小泉さんは、言うのもおかしいけれども、鹿児島のご出身、お父さんが鮫島純也さんという鹿児島の方でそして婿養子に入られた。そこのお嬢さんと大恋愛の末、鮫島純也さんは、お父さんの反対を押し切って婿養子に入られたぐらいの情熱家で、そういう薩摩隼人というか本心を貫くという九州男児、薩摩の男とそんな情熱的な女性の間に生まれたから、ああいう小泉さんになったと思いますけれども本気でやるつもりでいます。国家国民のために真になること、しっかりやっていけばこの内閣は潰れません。永田町で潰せません。何故ならば、永田町で潰そうと思ったら、不信任案を出す以外に方法がないのです。あるいは、本人が「辞める」と言うか。総理というのは自民党総裁としての任期中の三年間、自分が衆議院を解散しなければ絶対辞められないのです。辞めるとすれば自民党の一部が野党と組んで引きずり降ろすときでしょう。しかし、改革をしっかりとやっていけば、そういう改革反対の勢力と野党の小泉さんを支持する若手の民主党の議員などが一緒になるはずがありません。ですから小泉さんは本

当に改革をやる気でいれば、この司法改革をはじめ、大事な改革を国家国民のために真になるというところをしっかりと踏まえて、万機公論に決して頑張っていけば必ず日本の再生に大きな力となることができます。まだ今それに代わるべき政治の力はないと思っております。そういった意味で司法改革にも非常に熱意を示し、基本方針の中にも司法改革を明快に打ち出し、司法改革に情熱のある小泉内閣で山崎幹事長とともに国家戦略本部の事務総長の立場にある私としても、できるだけ国家戦略の位置づけも明確にして頑張っていきたいと思っておるところでございます。

本当に雑駁な話で恐縮でございましたけれども、私が司法改革に一生懸命になってきた理由と今政治が司法改革にどう取り組んでいるか、また皆さんと一緒に頑張らなければいけないという自分の考えを冒頭に申し上げたように素直に申し上げまして、今日の話を終えたいと思います。質問があれば一、二、三、お受けして皆さんのお聞きになりたいことをきちっとお答えした方がいいかと思いますので、これぐらいで今日の話を終えさせていただきますと思います。

【司会】 どうも保岡先生、長時間ありがとうございました。（拍手）

只今、保岡先生からお申し出がありましたように、せっかくの機会でございますから是非ご質問をということでございますので、どなたでも結構でございますから率直にご質問いただければ有り難いかと思っております。特に先生がかねてから司法改革の問題に専念してこられた関係上、只今いろいろなお話の中で我が中央大学にも、あるいは我々中央大学法曹会にも関係のあることばかりだったと思いますので、是非ひとつご質問願えれば有り難いと思います。

【質問】 これからの法曹は国際的なディベートのできる人材の養成ということでしたが、そうすると司法試験に、あるいはロースクールの中では英語教育が重視されるということになるのか。そうすると試験科目に英語が入るんだろうかということが一点と、修習期間はどれぐらいが妥当だと今考えられているのでしょうか。

【保岡】 一点目のご質問について、司法試験にどういう科目を求めるべきか、法律科目をどう選択していくか、あるいはこれらを補完する意味で英語その他の一般的な教養をテストする科目をどう設けるべきかということは、まさにこれからご議論をしていただいて先ほど申し上げた一月ころに発表される骨子案の内容とかそれを踏まえた皆さんのご意見とかを参考に決めていくことになると思います。外国語をそのまま試験科目にするのか、あるいはそういう素養をどう見るかというようなことで工夫があるのか、いきなり難しい外国語の高度な試験をするのは私は余り適當ではないと思いますが、その辺の工夫をこれからみんなで作っていただくことになると思います。

それからもう一つのご質問について、修習期間は自民党で相当議論がありまして、できるだけ早く出した方がいいというので、修習はもう必要ないという意見もありました。それぐらい多様な意見があります。やはり基礎教育は大事なんじゃないか、いろいろな基本的なことを幅広く勉強していることは将来能力を大きく伸ばしていく土台になるのではないか、我々はそう考えて修習というものは是非必要であると思っています。ロースクールとの役割分担の在り方を見直すことに伴い、修習期間が一年半ですけれども一年になるという可能性は、そういう議論の方向性からすればあり得る話ではないかと思っ

ております。ただ、これも何も決まってわけでもないし、私がそうしなければいけないと思っているわけでも必ずしもありません。

【司会】 どうもありがとうございました。それでも他にもう一人か二人。どうぞ。

【質問】 現在の法曹養成は司法研修所で法曹三者の基礎を一体化するということに、私は力があると思うんです。

司法研修所を廃止するというようなことになった場合、ロースクール毎に全国バラバラの状態の卒業生が、法曹になった場合に出発点がそれぞれ違ってしまふ。私はそうなると、法曹の一体化とか法曹の一元というのが難しくなるんじゃないかなと思います。法曹一体化については、先生はどういうふうにしたいと思っているのか伺いたいと思います。

【保岡】 ご質問の趣旨は、司法修習制度を残した方がいいよということだと思うんですね。それは私もそう思っていて、先生と全く同趣旨の理由で論陣を張っています。中には、できるだけ早く実務に就かせて競争させた方がいいのではないか、余り養成に時間をかける必要はなく、ロースクールがある程度専門性を加味した教育をやるのであればもう修習は要らないんじゃないかという極端な規制緩和論者もおられます。しかし、私としては、司法修習と法科大学院における教育との役割分担や修習の期間などを見直す必要はあるかもしれませんが、先生と同趣旨の理由から、修習自体は存置すべきものと考えておりますし、政府も、審議会も、修習は残す方向で考えていると思っています。

【司会】 どうもありがとうございました。他にございませんか。

【質問】

法曹の養成を行うロースクールについて設立体を見ると国公立と私立とに大きく分けられます。ロースクールによる法曹養成は現在以上にコストがかかります。国公立は公費によるから別として、私立が文字通り私費でやるとなれば父兄の負担は大変です。このことについて何か考えておられますか。

【保岡】

それは当然議論していると思います。ロースクールというのは非常に一人あたりのコストがかかるんですね。ですから学校も、国立の場合はともかく。一般の私立でやると、生徒から高い授業料を徴収しなければならないということになります。ですから奨学金制度とか、私立のロースクールに対する公費の助成を考えなくてもいいのかとか、それから公立とのイコールフットイングをどうするか、いろいろな検討は当然していると思います。まだそういう細かい議論を我々は踏まえていませんが、これから答えが出てきて中身を見ながら我々の意見も申し上げていこうと思っています。

【司会】

どうもありがとうございました。大変、質問もまだまだおありかと思いますが、このあたりで打ち切らせていただきます。保岡先生、長時間にわたって大変ありがとうございました。今後ともひとつ、我々中大法曹並びに中央大学のご指導を熱心にお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。（拍手）